

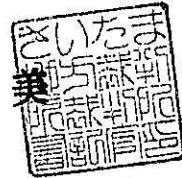
これは正本である。

平成 21 年 10 月 16 日

さいたま地方裁判所第5民事部

裁判所書記官

伊藤克美



平成 21 年 10 月 16 日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 伊藤克美

平成 20 年(ワ)第 6 1 3 号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結の日 平成 21 年 7 月 17 日

判 決

福岡市中央区赤坂 1 丁目 16 番 5 号

原 告 株式会社読売新聞西部本社

(以下「原告会社」という。)

同 代表者代表取締役 太 田 宏

福岡市中央区警固 3 丁目 7 番 12-401 号

原 告 江 崎 徹 志

(以下「原告江崎」という。)

北九州市小倉南区上曾根 3 丁目 2 番 15 号

原 告 長 脇 正 裕

(以下「原告長脇」という。)

北九州市若松区青葉台西 3 丁目 7 番 16 号

原 告 池 本 光 男

(以下「原告池本」という。)

上記 4 名訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

被 告 黒 薮 哲 哉

同 訴訟代理人弁護士 市 橋 康 之

同 江 上 武 幸

同 椛 島 隆 雄

同 馬 奈 木 昭 雄

同 訴訟復代理人弁護士 小 林 正 幸

同 大 西 啓 文

同 白 水 由 布 子

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告らの請求

- 1 被告は、URL を「<http://www.geocities.jp/shinbunhanbai/>」とするインターネットウェブサイトから、別紙記載の文章を削除せよ。
- 2 被告は、原告らに対し、各550万円及びこれに対する平成20年3月3日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告が自ら開設した「新聞販売黒書」と題するインターネット上のウェブサイト（以下「本件サイト」という。）に原告らの中傷する文章を掲載したことにより、原告らの名誉、信用が毀損されたとして、被告に対し、原告江崎、原告長脇及び原告池本（以下これらの者を併せて称する場合には「原告江崎ら」という。）が、人格権に基づき、本件サイト上の上記文章の削除を求めるとともに、原告らが、不法行為に基づき、慰謝料等の損害金及びこれに対する不法行為の日の後である平成20年3月3日からの遅延損害金の支払をそれぞれ求める事案である。

- 1 前提事実（証拠を掲記しない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告ら

- (ア) 原告会社は、日刊新聞の発行及び販売に係る業務等を目的とする株式会社であり、九州地区を中心として「讀賣新聞」を発行、販売している。
- (イ) 原告江崎は、原告会社の従業員であり、法務部の室長の地位にある。
- (ウ) 原告長脇は、原告会社の従業員であり、販売局販売第二部次長の地位

にある。

(エ) 原告池本は、原告会社の従業員であり、販売局部次長兼販売第二部の地位にある。

イ 被告は、フリーのジャーナリストであり、本件サイトを開設し、自らの原稿を掲載している。

(2) 原告江崎らは、平成20年3月1日、原告会社との間の新聞販売店契約に基づき読売新聞等の戸別配達を行っていた平山春雄（以下「平山」という。）が経営する新聞販売店（ＹＣ久留米文化センター前。以下「本件店舗」という。）を訪れ、平山に対し、同契約を解除する旨通告した。原告江崎らが本件店舗を出た後、新聞折込広告代理業を営む株式会社読売西部アイエス（以下「アイエス」という。）の従業員が本件店舗に入ってきて、翌日以降の新聞に折り込まれるために本件店舗内にあったチラシ類（以下「本件チラシ類」という。）を搬出した（甲4、6、7、乙7）。

(3) 被告は、平成20年3月2日、自ら開設した本件サイト上に、「臨時ニュース 読売・江崎法務室長らが訪店、改廃通告 異常行動を放置、渡邊会長の責任も重大」との見出しの下、次の記載を含む記事（以下「本件記事」という。）を掲載した。

ア 「読売新聞・西部本社は1日、福岡県久留米市にあるＹＣ久留米文化センター前の平山所長に対して、明日2日から新聞の商取引を中止すると通告した。現地の関係者からの情報によると、1日の午後4時ごろ、西部本社の江崎法務室長、長脇担当、池本担当の3名が事前の連絡なしに同店を訪問し、平山所長に取引の中止を伝えたという。」

イ 「その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。」（これらが、原告江崎らが本件サイトからの削除を求める別紙記載の文章である。以下「本件対象部分」という。）

2 争点

(1) 本件対象部分の名誉毀損性

(原告らの主張)

ア 本件記事の意味内容

本件記事のうち本件対象部分は、原告江崎らによる本件チラシ類の持去り行為が窃盗罪を構成する犯罪であり、刑事告訴の対象となる違法行為であるという認識を一般読者に与えるものである。

また、本件記事の内容に照らせば、原告江崎らによる上記行為が、原告会社の業務遂行に関連して行われたとの認識を与える。

イ 原告らの社会的評価の低下

上記のとおり、本件対象部分は、原告江崎らが犯罪行為を行い、原告会社もこれに関与したとの印象を与えるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものとして、原告らの名誉、信用を毀損するものであることが明らかである。

(被告の主張)

ア 本件対象部分の意味内容について

本件対象部分は、①原告江崎らが平山の真意に反して本件チラシ類を持ち帰ったという事実と、これを前提として、②原告江崎らの行為が窃盗罪を構成し刑事告訴の対象となるという法的見解の表明によって構成されている。

このうち、①については、読売新聞による押し紙（新聞社がその優越的地位を利用して、実際の配達部数を上回って新聞販売店に強制的に買い取らせている過剰な部数の新聞のこと。）問題を報道するという本件サイト全体の趣旨や本件記事の文脈に照らせば、「原告会社の判断に従って行動した人間が、平山の真意に反してチラシ類を持ち去った」という意味内容を伝えるものであり、②については、原告江崎らの行為が窃盗に当たると

評価されるという被告の意見ないし論評を伝えるものにすぎない。

イ 原告らの社会的評価の低下について

(ア) 本件対象部分の意味内容は上記アのとおりであり、本件チラシ類を平山の真意に反して持ち去ったという事実自体は、原告らの社会的評価を低下させるものではないし、これを窃盗と評価したという意見を報じたとしても、読者がどう評価するかは別問題であるから、これも原告らの社会的評価を低下させるものではない。

(イ) 仮に、原告らの主張のとおり、本件対象部分が原告江崎らが本件店舗から本件チラシ類を持ち帰った行為が窃盗罪に当たるとの意味内容を一般読者に伝えるとしても、被告はフリーのジャーナリストであって法律の専門家ではないこと、被告は従前から原告会社による押し紙の問題を批判的に報道してきたことに照らせば、本件対象部分が直ちに原告らの社会的評価を低下させるとはいえない。

(ウ) 加えて、被告は、本件記事を掲載した翌日、原告江崎に対して、本件記事に対する原告らの言い分があればそれを本件サイト上に掲載する旨を連絡しており、原告らに対して反論の機会を与えていたこと、それにもかかわらず、原告らは、全く反論をすることなく反論の機会を一切無視したこと、本件サイト上に本件対象部分が掲載されていたのはわずか24日間であり、その間の本件サイトへのアクセス数は1日500ないし600件程度にとどまること、本件対象部分は本件サイトに当時掲載されていた記事のうちごく一部にすぎず、フォントも小さいことに照らせば、本件対象部分の掲載によって原告らの社会的評価が低下したとはいえない。

(2) 免責要件（違法性）

（被告の主張）

ア 免責要件の立証責任等

表現内容が公的存在の行動に関するものである場合には、その行動が社会にとって重大な関心事となり、これを報道することは社会的に極めて大きな意義を有する。このような場合、表現行為が違法ではないことを主張する側としては、表現行為の対象となる人物等が公的存在であることのみを立証すれば足り、名誉毀損を主張する側が、報道目的の公共性、内容の真実性、相当性に欠けること又は表現内容が虚偽であることを知りつつ若しくは虚偽であることを顧慮しないで報道されたものであることを立証すべきである。

イ 事実の公共性（原告らが公的存在であること）

原告会社は世界有数の報道機関である読売新聞グループに属し、本件対象部分の内容も原告会社の従業員としての原告江崎らの行動に関するものであるから、表現行為の対象となった原告らが公的存在であること及び本件対象部分が公共の利害に関するものであることは明らかである。

ウ 目的の公益性

被告は、読売新聞社による押し紙問題を報道する一環として本件記事を本件サイト上に掲載したのであり、専ら公益を図る目的に出たものであることは明らかである。

エ 事実の真実性

(ア) 真実性が要求される部分

上記(1)「被告の主張」のア記載のとおり、本件対象部分は、事実を摘示した部分と法の見解を表明した部分とで構成されているところ、このうち、法の見解を表明した部分については、記事を見た一般読者が各自の評価を加えるべきものであるから、内容の真実性が要求されるのは、法の見解の前提となった「原告江崎らが平山の真意に反してチラシを持ち帰った」という事実についてのみである。

(イ) 原告らの主張に対する反論

- a 原告らは、本件対象部分のうち事実を摘示した部分について、本件店舗から本件チラシ類を持ち帰ったのは原告江崎らではなくアイエスの従業員である点、本件チラシ類を持ち帰ることについてアイエスの従業員が平山の承諾を得ていた点で事実と異なると主張する。

しかしながら、アイエスは原告会社の完全子会社であり、当日も販売店契約を解除するという原告会社の意向に従って本件店舗からチラシ類を持ち帰っていることに照らせば、アイエスの従業員の行動は原告会社の行動と実質的に同視することができる。また、アイエスの従業員が本件チラシ類を持ち帰る際、平山は「持って行ってよかよ。」と発言しているものの、アイエスの従業員が本件チラシ類を持ち帰ったのは、原告会社による押し紙を拒否して経営の適正化を図ったことを理由に、原告会社が平山との新聞販売店契約を解除し、明日から新聞の供給を一切しないことを決定したことに基づくものであって、新聞販売店の経営を自己の生活の基盤としていた平山においては、このような理由のない契約の一方的解除を受け入れる意思はなかったが、原告会社がこれを翻意することは絶対になかったから、その場で原告会社の判断に従うだけの手足ともいえるべきアイエスの従業員に異議を述べても無意味であると考えて上記発言をしたのであり、平山の真意によるものではなかった。したがって、本件対象部分において摘示された事実は真実である。

- b また、仮に、原告らが主張するとおり、本件対象部分のうち、「これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる」という部分が事実の摘示に当たるとしても、被告が法律の専門家ではないこと等に照らせば、本件対象部分が一般読者に与える意味内容は、結局、原告江崎らが平山の真意に反して本件チラシ類を持ち去ったというものに尽きる。したがって、真実性が要求される範囲は上記 a の場合と同様であり、そ

の内容が真実であることは上記 a で述べたとおりである。

オ 相当性

仮に、本件対象部分の内容が真実でないとしても、以下の事実を照らせば、被告としては十分な取材を尽くしていたといえ、被告において本件対象部分の内容が真実であると信ずるについて相当の理由があった。

(ア) 被告は、現地関係者である真村久三（以下「真村」という。）から、原告会社の 3 人の従業員が本件店舗からチラシ類を持ち去ったという報告を聞き、本件記事を掲載した。

(イ) 真村は、かつて押し紙問題を巡る原告会社との間の訴訟の当事者であった者であり、平山の置かれていた状況についても熟知していたから、その情報は十分に信用できるものであった。

(ウ) 被告は、真村から伝えられた情報が、新聞販売店に関する報道として重大かつ緊急を要する内容であったことから、緊急速報として本件記事を本件サイトに掲載した。翌日には、原告江崎に対し、原告らに反論があればその全文を本件サイトに掲載する旨連絡して関係者双方への取材を試みたが、原告らは何らの主張もせず、本件記事に対して異を唱えることをしなかった。

(原告らの主張)

ア 免責要件の立証責任について

被告は、上記「被告の主張」ア記載のとおり主張するが、独自の見解であり、失当である。

イ 事実の真実性について

(ア) 被告は、本件対象部分のうち、「これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象となる」という部分は、法の見解の表明であって事実ではないと主張するが、これらの内容は、証拠等によってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項であるから、上記表現内容を含めた本件対象

部分全体について真実であることが必要となる。

(イ) そして、本件店舗から本件チラシ類を持ち帰ったのは、アイエスであって、原告江崎らではないから、本件対象部分において摘示された事実は真実に反する。

(ウ) また、本件チラシ類は、広告主が作成し、新聞に折り込んでもらうためにアイエスに搬入し、これをアイエスが本件店舗に搬入したものであるところ、アイエスは、平成20年3月1日に平山と原告会社との間の新聞販売店契約が解除され、翌日以降原告会社から本件店舗に新聞が供給されないこととなったため、本件チラシ類を同新聞の購読者宅に配布することが不可能となったことを知り、広告主との間の契約を履行するため、平山の承諾を得て、本件店舗からチラシを持ち帰ったのであり、原告江崎らの行為が窃盗に該当しないことは明らかである。したがって、この点においても、本件対象部分において摘示された事実は真実に反する。

ウ 相当性について

被告は、当事者である平山に確認することもせず、真村から電話で情報提供を受けただけで本件記事を掲載したのであり、本件対象部分の内容が真実と信ずるについて相当の理由があったとはいえない。

(3) 原告の損害の有無、本件サイトからの本件記事の削除の要否

(原告らの主張)

ア 本件サイトに本件対象部分が掲載されている限り、原告江崎らの社会的評価は低下するから、原告江崎らは、人格権に基づき、被告に対し、本件サイト上から本件対象部分を削除するよう求める権利を有している。

イ また、本件対象部分の掲載によって原告らの名誉、信用が毀損されたことにより原告らが被った精神的苦痛に対する慰謝料は、原告一人当たり500万円を下らない。また、本訴の提起、追行に係る弁護士費用も上記不

法行為と相当因果関係を有する損害であり、その額は原告一人当たり50万円が相当である。

(被告の主張)

争う。

上記(1)の「被告の主張」のイのような事情に照らすと、原告らに損害は発生していない。

(4) 本件訴えは訴権の濫用に当たるか。

(被告の主張)

本件訴えは、紛争の解決を目的とするものではなく、原告会社の押し紙問題を報道する被告に対して多大な経済的、精神的負担を加え、その報道を抑圧、牽制し、妨害するという不当な目的をもって提起されたものである。したがって、原告らの請求は、信義則に反し、訴権を濫用するものであるから、排斥されるべきである。

(原告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実、証拠（甲1, 3, 6, 7, 乙1, 7ないし10, 12, 14ないし16, 証人平山, 同川口浩, 原告江崎本人, 被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 事実経緯

ア 被告は、かつて新聞報道に関する専門誌の記者をしていたが、フリーのジャーナリストとなった平成8年ころから、新聞社が、自社新聞の販売店に対し、実売数以上の新聞（以下「過剰紙」という。）を買い取らせることで新聞の販売数を水増したり、過剰紙の供給中止を申し出た新聞販売店に対して、新聞販売店契約の解除や契約更新の拒絶をするなどといわれている、いわゆる押し紙問題について取材を行うようになり、

これまでに、「崩壊する新聞 新聞狂時代の終わり」、「新聞社の欺瞞商法 『押し紙』『折込広告』の実態を追う」、「新聞販売黒書 新聞があぶない」等の著書や、自ら開設した本件サイトにおいて、これらの問題を取り上げて、この問題に対する新聞業界の対応や同業界の体質を批判的に報道している。

被告の取材方法は、主として新聞販売店の店主や係争中の事件の担当弁護士からの聞き取りであり、原告会社などの新聞社にも取材を試みたが、多くの場合、取材に応じてもらえなかった。

イ 被告は、平成17年秋ころ、当時、新聞販売店契約の更新を拒絶されたことをめぐり原告会社と訴訟で係争中であった真村らの取材を行ったことをきっかけに、福岡県の筑後地区における押し紙問題について継続的に取材を行うようになった。

平成19年6月19日には、真村と原告会社との間の上記訴訟の控訴審において、原告会社による契約の更新拒絶には正当事由がないなどとして、真村が新聞販売店契約上の地位を有することを確認し、原告会社に対し損害賠償を命ずる旨の判決が言い渡されたことを機に、被告は、同地区における押し紙問題に更に関心を持つようになった。そして、上記判決を契機として、筑後地区の販売店2店が原告会社に対し過剰紙の供給中止を求め、同年11月には、平山も原告会社に対して過剰紙の買取りを中止する旨を通知したため、以後、被告は、平山に対しても取材を行うようになった。

ウ 原告会社は、平成20年2月16日、平山がこれまで本件店舗の新聞の配達部数について、実際の配達部数を大幅に上回る虚偽の報告をしてきたことを理由に、平山との間の新聞販売店契約を解除することを決定し、これを受けて、原告江崎らは、同年3月1日午後4時半ころ、事前の連絡なく、本件店舗を訪れ、平山に対し、同日をもって原告会社と平

山との間の新聞販売店契約を解除する旨を告げた。続いて、原告江崎らは、平山に対し、読者一覧表等の帳票類を引き渡すよう求めたところ、平山がこれを拒絶したため、原告江崎らは本件店舗から退出した。原告江崎らが本件店舗内にいたのは、3分程度であった。

エ 原告江崎らが本件店舗を退出した直後、原告江崎らから事前に連絡を受けて本件店舗の外で待機していたアイエスの従業員は、原告江崎らと入れ替わるように本件店舗内に立ち入り、平山に対し、アイエスが翌日及び翌々日の朝刊に折り込む予定で交付していた本件チラシ類を持ち帰らせて欲しい旨告げた。これに対し、平山は、真村に電話をかけて、原告江崎らが本件店舗を訪れ新聞販売店契約の解約を告知したこと、その後に来店したアイエスの従業員がチラシ類を取りに来ていることを伝えるとともに、どのように対応したらよいか弁護士に尋ねて欲しいと依頼したが、真村から直ちに回答を得ることはできなかった。

平山は、アイエスの従業員に対し、しばらくしてからまた来るよう要求したが、アイエスの従業員は、何とか本件チラシ類を持ち帰らせて欲しいと懇願した。15分程度、同人らの間でやり取りが交わされた後、平山は、新聞販売店契約を解除され新聞の供給を受けられないにもかかわらず、本件チラシ類だけが手元にあっても仕方がないなどと考えるに至り、アイエスの従業員に対して、「持って行ってよかよ。」と伝え、本件チラシ類を持ち帰ることを承諾した。そこで、アイエスの従業員は、本件チラシ類を持ち帰った。その後、平山は、再び真村に電話をかけ、アイエスの従業員にチラシ類を持ち去られたことなどを伝えた。

オ 真村は、同日午後4時半ころ、被告に電話をかけ、原告江崎らが本件店舗を訪れ、平山に対し、販売店契約の改廃通知を読み上げて店をつぶし、チラシ類を持ち去ったことを告げた。これを受け、被告は、真村に対し、直ちに事実を報道しようとする提案したが、真村から、弁護士に相談

したいと伝えられた。その後、被告は、真村から再び連絡を受け、記事を掲載して欲しいとの意向を伝えられたことから、同日午後5時ころ、本件記事を本件サイトに掲載した。

カ 被告は、同年3月2日、原告江崎に対し、「Y C久留米文化センター前の改廃事件取材しております。読売の立場から、状況を説明していただけないでしょうか。全文を「新聞販売黒書」に掲載いたします。」という内容のメールを送信した。

キ 原告らは、同年3月12日、本訴を提起した。被告は、同年3月26日、本件対象部分を、「その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を、販売店の表で待機していた関連会社の読売アイエスの社員らが持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる可能性がある」と表現を改めた上、「記事の補正とわたしの見解 読売新聞が名誉毀損で提訴」と題する同日付の記事において、本件対象部分の表現を改めた経緯を説明した。

(2) 本件サイトの体裁等

ア 本件サイトには、その冒頭に「新聞販売黒書&携帯電話タワー黒書+ラテンアメリカ ジャーナリズムとメディア、危険な新世代の公害に警鐘を鳴らすためのサイト」との表題が付され、なかでも「新聞販売黒書」という見出しが最も大きな文字で記載されている。

イ また、本件サイトには、押し紙問題に関する被告の著書や、「情報提供」、「新聞販売店のためのトラブル相談窓」として、被告や押し紙問題に携わる弁護士の連絡先が紹介されているほか、新聞社と新聞販売店との間で係争中の訴訟の動向などに関する記事が逐次掲載されている。

ウ 本件記事は、全体で22行であり、冒頭に赤字で「臨時ニュース」という大見出しが記載され、前記第2、1(3)ア、イの記述に続いて、「取引中止の理由としては、昨年の末に約1000部の『押し紙』を排除し

たことだと告げられたという。』、「久留米市を中心とする筑後地区では、真村裁判の勝訴を受けて、Y Cの『押し紙』を排除する動きが始まっていた。Y C大牟田明治とY C大牟田中央に続いて、平山氏が経営するY C久留米文化センター前も、江上弁護士を通じて、『押し紙』の排除に成功していた。』、「改廃通告はいきなりで、そのような話はこれまでまったくなかったという。訪店のさいは、担当員からF A Xで事前連絡があるが、今回はそれもなかった。』、「渡邊恒雄氏は、このような異常事態をどのように考えているのだろうか。『押し紙』など、常識を逸した新聞販売問題の最大の責任はこの人物にあるのでは。」と記載されている。

エ 本件サイトは一般に公開されていて、誰でも閲覧が可能であり、本件記事が掲載された平成20年3月の閲覧数は、延べ1万7767件であった。

2 本件対象部分の名誉毀損性について

- (1) ある記事の意味内容が他人の名誉を毀損するものとして不法行為を構成するかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として当該表現の意味内容を解釈した上で、一般にそれが人の社会的評価を低下させるかという観点から判断すべきものである。この場合、問題の箇所のみならず、その前後の文脈、更には当該記事全体の趣旨、記載内容及び体裁等を考慮して判断する必要がある。
- (2) 本件対象部分は、その前後の文脈にも照らすと、まず、第1文において、原告江崎らが主体となってチラシ類を持ち帰ったという事実を摘示するものと認められる。次に、第2文は、原告江崎らがチラシ類を持ち帰ったとの事実を前提に、これが窃盗に当たるとの被告の法の見解を表明したものであり、「窃盗」との表現が用いられていることからすると、チラシ類の持帰りについては、平山の了解を得ず、あるいは同人の意思に反するもので、犯罪行為

を構成するとの印象を読者に抱かせるものであることは否定できないから、本件対象部分は、原告らの社会的評価を低下させ得る事実の摘示ないし法の見解の表明に該当するというべきである。

しかしながら、上記前提事実及び認定事実によれば、本件記事のうち本件対象部分は、22行中2行程度を占めるにすぎないこと（甲1）、本件記事のうち、本件対象部分に続く部分では、本件店舗に係る新聞販売店契約解除と押し紙問題との関連や契約解除の経緯について説明がされていることなどに照らせば、本件記事は、被告が問題と捉えている押し紙を拒否した新聞販売店に対して、原告会社が突然一方的に取引の停止を通告したことを公表し、このような原告会社の行為について経営者の責任を指摘する点に主眼があり、原告江崎らが犯罪行為を行ったとしてこれを糾弾することを目的とするものではない。そして、上記認定の本件サイトの表題その他の体裁に照らせば、本件記事の掲載された本件サイトが、原告会社を含む新聞社の押し紙問題を中心に提起して、新聞社を批判する趣旨のサイトであることは明白であること、本件対象部分で摘示されているチラシ類の持去り行為は、その前後の文脈からすれば、平山の目で行われたものと読者に理解されるものであることにも照らすと、読者においても、本件対象部分の記載をもって、直ちに原告江崎らが犯罪行為を行ったと考える可能性はそれほど高いとはいえないと考えられる。さらに、被告は、本件記事を掲載した24日後には経緯の説明とともに本件対象部分の記述を改めていること、本件対象部分が掲載されている間の本件サイトへのアクセス数は、1日500ないし600件程度と推測され、重複アクセスや、アクセスのみで本件対象部分を閲覧していない者も多数いると考えられることに照らせば、実際に本件対象部分を閲覧した者の数はさらに下回るといい得ること、被告は、最初に本件記事を掲載した翌日には原告江崎に対して、本件記事に対する反論を本件サイト上に掲載する旨を連絡しており、不十分とはいえない一応反論の機会を与えていること、

本件対象部分について原告らに対して苦情や抗議が寄せられたような事情も証拠上見当たらないことなどからすると、被告が、真村から情報を得た以上に当事者である平山に対して直接取材を行わないなど、本件記事を報道するに当たりジャーナリストとして当然行うべき最低限の取材も尽くしておらず、また、原告江崎らの行為を甚だ軽々に窃盗に該当する旨表現したことは、真に不適切のそしりを免れないものではあるけれども、損害賠償による事後的填補を与えるに足りる程度にまで原告らの社会的評価を低下させるものとして不法行為を構成するとまでいうことはできない。

3 原告らの請求の当否について

以上によれば、原告らの不法行為に基づく損害賠償請求に理由がないことは明らかである。また、原告江崎らによる本件対象部分の削除請求については、そもそも、本件訴訟提起後、本件対象部分は前記1(1)キのとおり改められているのであるし、上記のとおり、本件対象部分が不法行為に該当することは認められないことから、理由がないことが明らかである。

第4 結論

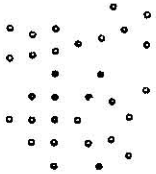
よって、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第5民事部

裁判長 裁判官 片野 悟 好

裁判官 加藤 正 男

裁判官 濱 辺 麻 由



(別紙)

その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。

